

# おおたわら 国造りプラン

～ 知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら ～

令和 4(2022) 年度～令和 8(2026) 年度

市の鳥 ヒバリ



市の魚 ミヤコタナゴ



市の木 イチョウ



市の鳥 ウグイス



市の花 キク

令和4年3月  
大田原市

大田原市総合計画 基本計画【後期】

# おおたわら 国造りプラン

---

～ 知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら ～

令和 4(2022) 年度～令和 8(2026) 年度

令和 4 年 3 月  
大田原市

# 大田原市民憲章



市の鳥 ヒバリ

- わたしたちは  
自然を愛し 環境をととのえ  
大田原を美しいまちにしましょう



市の魚 ミヤコタナゴ

- わたしたちは  
歴史と伝統を生かし よい風習をそだて  
大田原を文化の高いまちにしましょう



市の木 イチョウ

- わたしたちは  
心身をきたえ 仕事にはげみ  
大田原を豊かなまちにしましょう

市の花 キク



- わたしたちは  
若い力をそだて としよりをうやまい  
大田原を明るいまちにしましょう

市の鳥 ウグイス



- わたしたちは  
きまりを守り なごやかな家庭をつくり  
大田原を住みよいまちにしましょう

昭和49年11月1日制定

## おおたわら国造りプラン後期基本計画の策定にあたって

私たちが住む大田原市は、那須五峰から広がる那須野が原の扇状地に位置し、水と緑に囲まれた豊かな大地に生まれ、四季折々の美しい自然にふれられる風光明媚なまちです。

また、日本三古碑の一つである国宝の「那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）」など多くの史跡が存在し、古代から住民が生活をしてきた長い歴史をもち、江戸時代より受け継がれた城下町を礎として、未来に向かって躍進する希望あふれるまちです。



昭和 29 年 12 月 1 日に市制が始まり、幾多の市域の変遷を経て、平成 17 年 10 月 1 日に旧湯津上村と旧黒羽町との合併により現在の姿となり、合併以降、旧 3 市町村が進めてきた「まちづくり」の方針を尊重しつつ、「新市建設計画」の考え方にに基づき、持続可能で均衡ある発展を目指してきました。

平成 19 年度には、合併後初めての大田原市総合計画となる「新大田原レインボープラン」、平成 29 年度には、大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」を作成し、様々な取組を積極的に推進してまいりましたが、人口減少、少子化・高齢化の急速な進行、数十年に一度といわれる激甚災害の頻発化、AI や IoT といったデジタル化の進展、環境やエネルギーを問題とする地球規模の課題に対する意識の高まり、そして新型コロナウイルス感染症対策として打ち出された新しい生活様式など、本市を取り巻く環境はかつて経験したことがないスピードで変化しております。

総合計画に掲げる大田原市の将来像は、「知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら」としてありますが、これには、市民と行政とが互いに知恵を出し合い、思いやりの心や郷土愛を育み、互いを尊重し敬い、共に汗を流して働くことで、いつまでも住み続けたいと思う「愛着」と「誇り」を持てる、そして活力あふれる豊かなまちづくりの実現を目指すという思いを込めております。

後期基本計画は、これらの思いを踏まえ、市が抱える課題や時代の変化に柔軟かつスピード感をもって対応することはもとより、喫緊の課題である「人口減少社会」「持続可能な社会の形成」等に対応し、力強く豊かで幸せ感あふれる「おおたわら」の実現のため、前期基本計画を基本としながらも、昨今の社会情勢の変化や市民ニーズの動向などの新しい流れに加え、人口の動向や将来の展望など、様々な要素を踏まえて取りまとめました。

結びに、この計画の策定にあたり、市民意識調査や意見公募手続などで貴重なご意見・ご提言を頂きました市民の皆様、並びに慎重なご審議を頂きました大田原市総合計画審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

大田原市長 **津久井 富雄**

# 【目次】

## 第1編 総論

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画策定の目的.....        | 3  |
| 第2章 計画の位置づけ.....        | 4  |
| 第3章 計画の名称.....          | 6  |
| 第4章 計画の構成と期間.....       | 7  |
| 第5章 大田原市の概況.....        | 8  |
| 第6章 市民の意識と期待.....       | 10 |
| 第7章 大田原市を取り巻く時代の潮流..... | 13 |

## 第2編 基本計画【後期】

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 はじめに.....                  | 22 |
| 第2章 重点テーマ.....                 | 24 |
| テーマ1 安定した雇用を創出する.....          | 24 |
| テーマ2 新たな人の流れをつくる.....          | 26 |
| テーマ3 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる..... | 28 |
| テーマ4 ひとが集う魅力的な地域をつくる.....      | 30 |
| テーマ5 安心な暮らしを守る.....            | 32 |
| 第3章 分野別計画.....                 | 34 |
| 基本計画の体系.....                   | 34 |
| 各施策の見方.....                    | 38 |

|  |    |
|--|----|
| 基本政策1：豊かな自然と調和する、安らぎある快適な環境のまちづくり..... | 40 |
| 1-（1）生活環境の向上.....                      | 42 |
| 1-（2）自然環境の保全.....                      | 44 |
| 1-（3）廃棄物対策の推進.....                     | 46 |
| 1-（4）住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進.....           | 48 |
| 1-（5）土地利用対策の推進.....                    | 50 |
| 1-（6）都市基盤の整備.....                      | 52 |
| 1-（7）道路・河川の整備.....                     | 54 |
| 1-（8）公共交通の整備.....                      | 56 |
| 1-（9）上水道の健全な運営.....                    | 58 |
| 1-（10）下水道の整備.....                      | 60 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 基本政策2：歴史や伝統文化を継承し、豊かな心を育むまちづくり..... | 62 |
| 2-（11）生涯学習社会づくりの推進.....             | 64 |
| 2-（12）生きる力を育む学校教育の推進.....           | 68 |
| 2-（13）文化・芸術の振興.....                 | 72 |
| 2-（14）スポーツ・レクリエーションの振興.....         | 76 |
| 2-（15）国際化への対応と国内交流の推進.....          | 78 |

|   |     |
|---|-----|
| 基本政策3：次代につなぐ賑わいを創生する、魅力と活力あふれる産業のまちづくり.....         | 80  |
| 3 - (16) 農業の振興.....                                 | 82  |
| 3 - (17) 林業の振興.....                                 | 86  |
| 3 - (18) 商業の振興.....                                 | 88  |
| 3 - (19) 工業の振興.....                                 | 90  |
| 3 - (20) 観光の振興.....                                 | 92  |
| 基本政策4：いたわり、支えあい、すべての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり ..... | 94  |
| 4 - (21) 健康づくりの推進 .....                             | 96  |
| 4 - (22) 結婚支援と子育て支援の充実.....                         | 100 |
| 4 - (23) 高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実.....                    | 104 |
| 4 - (24) 障害者にやさしいまちづくりの推進.....                      | 108 |
| 4 - (25) 地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実.....                  | 112 |
| 4 - (26) 社会保障の充実 .....                              | 116 |
| 基本政策5：市民にひらかれた安全で安心な明るい地域をともにつくるまちづくり .....         | 118 |
| 5 - (27) 防犯体制と対策の充実.....                            | 120 |
| 5 - (28) 防災体制の充実.....                               | 122 |
| 5 - (29) 交通安全対策の推進.....                             | 126 |
| 5 - (30) 消費者保護対策の充実.....                            | 128 |
| 5 - (31) 市民参加行政の推進.....                             | 130 |
| 5 - (32) 広報広聴活動の充実.....                             | 132 |
| 5 - (33) 自治会・コミュニティの活性化.....                        | 134 |
| 5 - (34) 人権尊重意識の普及と高揚.....                          | 136 |
| 5 - (35) 男女共同参画の推進.....                             | 138 |
| 基本政策6：情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり .....         | 140 |
| 6 - (36) 行政の効率的・効果的運営.....                          | 142 |
| 6 - (37) 財政の健全運営 .....                              | 144 |
| 6 - (38) 広域連携の推進 .....                              | 146 |
| 6 - (39) 地域情報化の推進 .....                             | 148 |

## 資料編

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1 用語解説.....                   | 152 |
| 2 大田原市総合計画策定の経緯 .....         | 158 |
| 3 都市宣言一覧 .....                | 159 |
| 4 諮問書及び答申書.....               | 161 |
| 5 大田原市総合計画審議会条例 .....         | 163 |
| 6 大田原市総合計画基本計画策定委員会設置要領 ..... | 166 |

(注)本文中において、特に解説が必要な語句は、末尾に「※」を付していますので、資料編の用語解説を参照してください。

# おおたわら国造りプラン

第 **1** 編

---

**総論**



## 第1章 計画策定の目的

大田原市では、平成 17（2005）年 10 月 1 日に旧湯津上村、旧黒羽町と合併し新市としてスタートした翌年度となる平成 19（2007）年 3 月に、総合計画として「新大田原レインボープラン」を、平成 29（2017）年 3 月には新たな総合計画「おおたわら国造りプラン」を策定し、「知恵と愛のある協働互敬のまちおおたわら」を将来像に、まちづくりを進めてきました。

この間、我が国は成長社会から深刻な人口減少社会へ突入し、各自治体経営においては、経済構造や人口構造の変化、技術革新の進展、各世代の価値観の変化等、多様化した社会・経済環境への対応や、さらには SDGs<sup>\*</sup>、感染症対策、自然災害の被害の甚大化など、新たな課題への対応が求められています。

このため、将来にわたる時代の潮流を見通し、これからのまちづくりの明確なビジョンを描き、だれもが生きがいを感じ、安全・安心な暮らしを続けられる、活力あふれるまちづくりの実現に向けて、あらゆる英知を結集していくことが求められています。

「おおたわら国造りプラン」は、市民と行政とが互いに知恵を出し合い、連携と協働により取組の方向性を導き出し、魅力あふれるまちづくりを進めていくための指針であり、前期基本計画（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）が最終年度を迎えることから、これまでの成果を検証するとともに、本市が抱える課題等を明らかにし、基本構想で掲げた将来像を実現するため、後期基本計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）を策定するものです。

大田原市総合計画策定の変遷

| 計画期間   | 計画名  |
|--|--|
| 昭和 46（1971）年度～<br>昭和 53（1978）年度                          | 大田原市振興計画<br>～緑と光とやすらぎのある<br>「首都圏でもっとも平和な住みよい都市」をめざして～                                  |
| 昭和 52（1977）年度～<br>昭和 60（1985）年度                          | 大田原市新振興計画<br>～緑と光とやすらぎのある<br>「首都圏でもっとも平和な住みよい都市」をめざして～<br>※昭和 52（1977）年度に「大田原市振興計画」を改定 |
| 昭和 61（1986）年度～<br>平成 7（1995）年度                           | 大田原市総合計画<br>～緑と光とやすらぎのある豊かな田園工業都市をめざして～  |
| 平成 8（1996）年度～<br>平成 17（2005）年度                           | おおたわら新世紀レインボープラン<br>～自然との共生 ひとが輝き まちが輝く～   |
| 平成 17（2005）年 10 月 1 日 3市町村の合併                            |  |
| 大田原市・湯津上村・黒羽町 新市建設計画<br>計画期間：平成 17（2005）年度～平成 27（2015）年度 |  |
| 平成 19（2007）年度～<br>平成 28（2016）年度                          | 大田原市総合計画「新大田原レインボープラン」<br>～住む人が輝き 来る人がやすらぐ 幸せ度の高いまち～                                   |
| 平成 29（2017）年度～<br>令和 8（2026）年度                           | 大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」<br>～知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら～                                       |

## 第2章 計画の位置づけ

### (1) 市の最上位計画

本計画は、市政運営の方向性を示し、まちづくりの最上位に位置する計画であり、各分野別の個別計画に方向性を与えるものです。また、国・県等における政策・施策の方向性を踏まえ、整合性を図ることで、連携した取組を推進します。

### (2) 自治基本条例との関係

本計画は、「大田原市自治基本条例」第 13 条の規定に基づき策定した計画であり、当該条項の定めにより効率的・効果的な市政運営を行うとともに、計画的で健全な財政運営に努めるものとしています。

大田原市自治基本条例（平成 25 年 9 月 30 日条例第 35 号）※抜粋

（行財政運営：効率的な行財政運営を行うために）

第 13 条 市は、自治の基本理念、将来像を明らかにし、市民と協力して自治を推進するために総合計画を策定するものとする。

2 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に公表するものとする。

3 市は、中長期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

### (3) 地方自治法との関係

これまで、総合計画の策定においては、総合計画の基本部分である「基本構想」について、地方自治法第 2 条第 4 項の規定により、議会の議決を経たうえで定めることが義務付けられていましたが、平成 23（2011）年の法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経る手続きの必要性は市の判断に委ねられることとなりました。

この法改正は、地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われたもので、市町村において基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたものです。そのため、本市では、「自治基本条例」を根拠に、市政全般を対象とした総合計画を策定し、これに沿って計画的に行政運営を行うこととしています。

また、総合計画は、市の新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として策定するものであることから「地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例」第 2 条に定めたとおり、これまでと同様に総合計画の基本部分である「基本構想」については、市民の代表である市議会の議決を経ることとしています。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）※抜粋

第 2 条第 4 項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。 ⇒ 削除

総務大臣通知（総行行第 57 号 総行市第 51 号 平成 23 年 5 月 2 日）※抜粋

第 4 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除することとされたこと。（旧法第 2 条第 4 項関係）

なお、改正法の施行後も、法第 96 条第 2 項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。

地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成 27 年 6 月 30 日条例第 28 号）※抜粋

第 2 条 議会の議決すべき事件は、法令又は他の条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 大田原市自治基本条例（平成 25 年条例第 35 号）第 13 条第 1 項に規定する総合計画に係る基本構想の策定に関すること。

(4) 行政改革大綱との関係

「大田原市行政改革大綱」は、本計画における本市の将来像の実現に向けた基本構想の理念に基づく政策・施策を推進するために必要な行政改革の在り方を示しています。このため、本計画の策定に当たっては、本市の市政を将来にわたって安定的に運営していくため、効果的な行政改革を推進できるよう、同大綱の上位計画として位置づけて策定します。

(5) 未来創造戦略との関係

平成 26（2014）年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「大田原市未来創造戦略」は、本市の人口の現状と将来の姿を示した「大田原市人口ビジョン」における将来像を実現するための目標や施策の基本的方向、具体的な施策を定めています。本市の持続可能なまちづくりのため、本計画の策定に当たっては、この「未来創造戦略」の内容を包含しつつ、市政全般にわたる基本的方向や施策等を定めます。

(6) 国土強靱化地域計画との関係

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、令和 3（2021）年 3 月に策定した「大田原市国土強靱化地域計画」は、あらゆるリスクを想定し、災害発生時に最悪の事態に陥らないよう、強靱な行政機能、地域社会及び地域経済を事前に作り上げていくための計画となります。また、「大田原市国土強靱化地域計画」は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画としての性格を持ち、この分野においては本計画と同格の計画となります。

(7) 過疎地域持続的発展計画との関係

令和 3（2021）年 4 月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、「特定期間合併市町村に係る一部過疎」に本市の一部（旧湯津上村及び旧黒羽町）が該当することとなったため、この法律の規定の適用を受け、本地域の地域資源を生かした産業の振興、生活環境の整備、地域文化等の振興及び教育の振興等を推進するため、過疎地域持続的発展計画を策定します。

### 第3章 計画の名称

大田原市は、豊かな自然や地域資源に恵まれた由緒ある伝統と文化の薫るまちです。

日本の律令制に基づいた国が成立する以前、現在の本市一帯は湯津上地区を中心地域とした「那須国（なすのくに）」と呼ばれていました。その国を治めていた那須直韋提（なすのあたいいで）を顕彰するために建立された「那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）」は、韋提の人物像とともに、当時の大きな社会変化を現代の私たちに伝えています。

要衝の地であった「那須国」はその後も繁栄し、日本における重要な役割を果たしていました。

今、私たちは、繁栄の礎である「那須国」の時代に思いを馳せ、先人が築き、守り続けてきた自然や歴史、文化に培われた社会を受け継ぎ、人々が安心して暮らし、子どもを産み育てられる社会環境の創造を目指したまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

ここに、私たちは、『未来につなぐ国造り』を合言葉に、市民と行政とがそれぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、敬い、協働しながらまちづくりを進めるため、本総合計画の名称を

## おおたわら国造りプラン

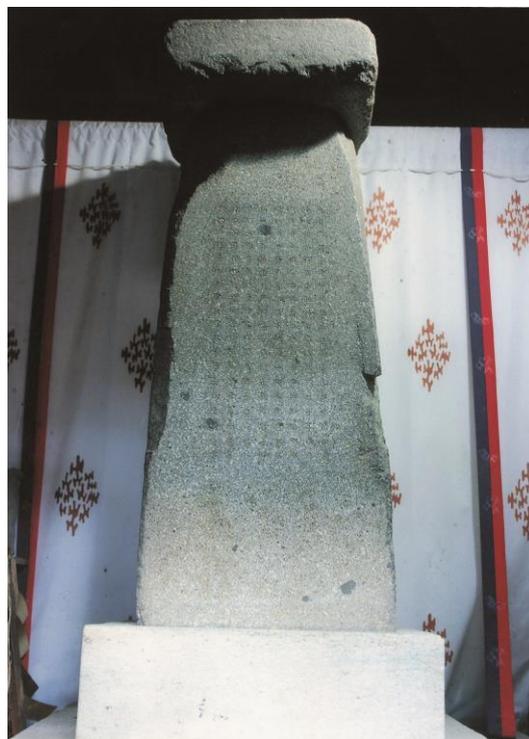
とし、より良い「おおたわら」のまちを築き、次代に引き継いでいきます。

#### 那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）

湯津上の笠石神社に祀られる石碑で、文字の刻まれた石の上に笠のように石を載せていることから「笠石」ともいわれています。花崗岩（かこうがん）が用いられ、碑文は19字8行、全152文字からなります。

永昌（えいしょう）元年（689）、飛鳥浄御原（あすかきよみはら）の大宮から那須の国造（くにのみやつこ）であった那須直韋提（なすのあたいいで）は評督（こおりのかみ）という評（後の都）の長官の官職を賜り、その後、庚子（かのえね）の年（700）に亡くなったため後継者の意斯麻呂（おしまろ）らが、碑を立てて故人を偲び祀ったということなどが記されています。

碑文の内容から、韋提は最初那須の国造であったのが評督になっており、那須国が下毛野国（しもつけぬのくに）（後に下野国（しもつけのくに））に組み入れられたことがわかります。また、「永昌」は唐の則天武后（そくてんぶこう）の時代に使用されていた年号であり、碑の文字が六朝（りくちょう）の書風であること、またこの当時新羅人を下野国に居住させたということが「日本書紀」に記されていることなどから、渡来人と非常に密接な関係のある資料として注目されます。



## 第4章 計画の構成と期間

大田原市総合計画は、平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 か年のまちづくりの考え方を示す「基本構想」と 5 か年の具体的施策・事業内容を示した「基本計画」、さらに 2 か年の事業の財源等を示した「実施計画」から成ります。

### （1）基本構想（10 か年）

期間：10 年間【平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度】

内容：大田原市のまちづくりの基本的な指針を定めた計画であり、まちづくりの基本理念、目指す将来像と施策の大綱から構成されています。

### （2）基本計画（5 か年）

期間：前期 5 年間【平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度】

期間：後期 5 年間【令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度】

内容：基本構想で示した将来像を具現化するために必要な施策、実施事業を体系化し、明らかにしています。

### （3）実施計画（2 か年）

期間：2 年間

内容：基本計画で示した施策を推進するための主要な事業を財源の裏付けとともに明らかにしています。ローリング方式により毎年度見直しを行い、予算編成の指針とします。

|      | 2017<br>(H29)<br>年度           | 2018<br>(H30)<br>年度 | 2019<br>(H31・R1)<br>年度 | 2020<br>(R2)<br>年度 | 2021<br>(R3)<br>年度 | 2022<br>(R4)<br>年度           | 2023<br>(R5)<br>年度 | 2024<br>(R6)<br>年度 | 2025<br>(R7)<br>年度 | 2026<br>(R8)<br>年度 |
|------|-------------------------------|---------------------|------------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 基本構想 | 平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度    |                     |                        |                    |                    |                              |                    |                    |                    |                    |
| 基本計画 | 前期 平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度 |                     |                        |                    |                    | 後期 令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度 |                    |                    |                    |                    |
| 実施計画 | 2 か年度                         |                     |                        |                    |                    |                              |                    |                    |                    |                    |

## 第5章 大田原市の概況

### (1) 地勢

本市は栃木県北東部に位置し、東は茨城県大子町、西は矢板市、南はさくら市及び那珂川町、北は那須塩原市及び那須町に接しています。面積は 354.36km<sup>2</sup> で、八溝山系の豊富な森林を有し、西に箒川の清流、中央に蛇尾川のせせらぎ、東に関東の四万十川といわれる那珂川の 3 河川が流れ、恵まれた水を利用した広大で肥沃な水田が広がり一大穀倉地帯となっています。

### (2) 自然・気候

本市は全国でも数ヶ所でしか生息していない国指定天然記念物のミヤコタナゴをはじめ、磯上のヤマザクラやザゼン草群生地、琵琶池や羽田沼に飛来する白鳥、八溝県立自然公園など、多くの貴重な自然資源に恵まれています。また、那珂川やその支流である箒川は、鮎釣りのメッカとして知られ、シーズン中は関東近郊から訪れる釣り愛好者で賑わいます。

気候は、夏と冬、朝と夕の気温の差が大きい内陸性の気候で、冬季に降水量が少ないという特徴があります。

### (3) 道路・交通ネットワーク

本市の道路網は、南北方向に国道 4 号・国道 294 号が、東西方向に国道 400 号・国道 461 号が、それぞれ幹線軸を形成し、さらに市街地から近隣の市町に延びる主要地方道などによって、良好な交通ネットワークが形成されています。

一方、公共交通機関は、JR 宇都宮線（東北線）野崎駅、西那須野駅及び東北新幹線那須塩原駅から市街地を結ぶ市営バスが運行されています。また、市営バスは市役所を基点として市内各地域に路線をめぐらしており、民間バスとともに市民の日常の足となっています。さらに、親園・野崎・佐久山地域、湯津上・黒羽・川西・両郷・須賀川地域ではデマンド交通\*が運行されており、地域住民に活用されています。

### (4) 文化・伝統

本市には、国宝の「那須国造碑（なすのくにのみやつこのひ）」をはじめ国史跡の「侍塚古墳（さむらいづかこふん）」、国重要文化財の「那須神社」や「大雄寺（だいおうじ）」、臨済宗妙心寺派の名刹である「雲巖寺（うんがんじ）」などの文化遺産が数多く残っています。また、『平家物語』の「扇の的」のエピソードで有名な那須与一が生まれ育った“与一の里”、松尾芭蕉が『おくのほそ道』行脚中に残した数々の名句を刻んだ句碑が随所にみられる“芭蕉の里”としても知られています。

那須野が原の開拓に関わる「西郷神社」や「那須基線南端点」などは日本遺産の構成文化財に認定され、また、伝統文化としては、国選択無形民俗文化財の「大捻縄引き（だいまじひき）」が平成 29 年に復活し、「城鍬舞（しろくわまい）」や「正浄寺の雅楽」などの県指定文化財も長い歴史と伝統をもって伝承されています。また、本市は良質な竹の産出地であり、伝統工芸として竹芸品の技術が伝えられ、これまでに勝城蒼鳳氏、藤沼昇氏、2 人の人間国宝を輩出しております。

## (5) 産業

### ①農業

米は、栃木県内でもトップクラスの生産高を誇ります。また、アスパラガス、にら、うど、いちご、トマト、なすなどの野菜類の栽培が盛んであり、本市を中心に生産される軟白ねぎ「那須の白美人ねぎ」は、その食味において市場の高い評価を受けています。この他、いちごやブルーベリー、梨など果実類や高級国産牛肉の生産にも注力しています。また、本市特産の唐辛子の栃木三鷹（とちぎさんたか）や農業体験のできるグリーン・ツーリズム\*によるまちおこしも行っています。

### ②商業

中心市街地においては、昔からの商店街に加え、市街地再開発事業により「トコトコおおたわら」が拠点施設として整備されています。また、都市計画道路 3・3・1 号沿線を中心に大規模小売店が outlets し、商業施設集積地を形成しています。

### ③工業

野崎工業団地には、大手工場企業またはそのグループ企業が集積していますが、近年、中田原工業団地にも、那須地区消防組合や那須赤十字病院の移転及びその関連企業が集積が進み、大手工場企業の進出などもありました。また、本市には、医療福祉系の大学があり、多くの学生が熱心に学んでいることから、医療福祉産業都市構想の核となる医療福祉関連産業や研究機関をはじめ、これら学生の受け皿となる将来性豊かな企業の誘致を推進しています。

### ④林業

本市は、古くから「八溝材」の銘柄で知られる優良な木材の供給地としての役割を担ってきましたが、建築様式の変化や外材の輸入拡大などにより、木材需要が停滞しており、林業経営は厳しい状況にあります。また、後継者不足と林業従事者の高齢化や 5ha 未満の小規模林家が 7 割を占めている状況から、今後は林業の集約化を図るなど、不在所有者の山林など手入れの行き届かないところへの対策が必要となっています。

### ⑤産業分析

本市の産業は、付加価値額、従業員数を見ても製造業が大きな割合を占めています。その中でも特に電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業の付加価値額は合わせて 93,559 百万円となっています。

また、農産品目別農産物産出額を見ると、米と野菜が合わせて 15,450 百万円となっています。次いで、鶏卵、肉用牛、生乳の販売金額が多くなっています。

## 第6章 市民の意識と期待

大田原市総合計画後期基本計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）を策定するに当たり、「おおたわら国造りプラン」の実効性を確保し、将来のまちづくりの方向性についての市民の皆様の意見や要望を把握するため、市民意識調査を実施しました。

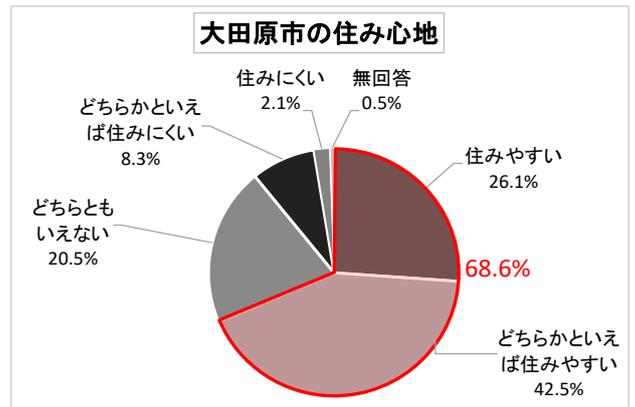
調査は、令和2（2020）年11月、大田原市に居住する18歳以上の市民3,000人を無作為に抽出し、郵送方式（回収については、インターネット方式を併用）で行いました。その結果、有効回答票は1,655票、有効回答率は55.2%でした。

住み心地やまちづくりなどに対する回答結果は以下のとおりです。

### （1）大田原市の住み心地等について

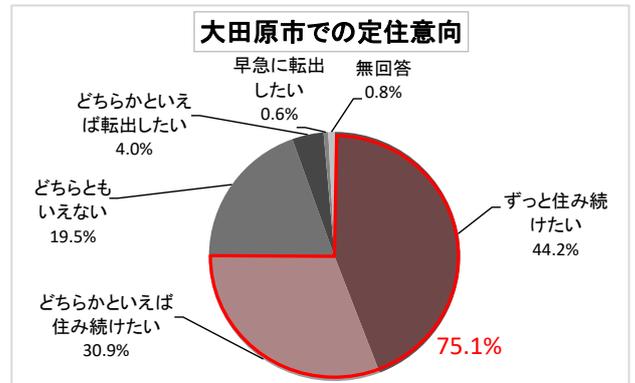
#### ①住み心地

大田原市の住み心地について、「住みやすい」が26.1%、「どちらかといえば住みやすい」が42.5%となっており、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた“住みやすい”は68.6%と7割近くの回答者が住みやすいと回答しています。



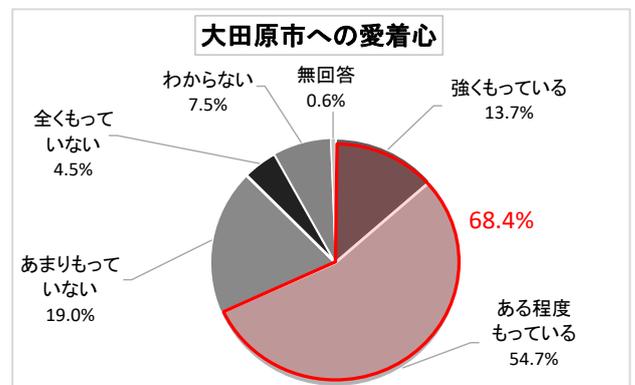
#### ②定住意向

大田原市でのこれからの定住意向について、「ずっと住み続けたい」が44.2%、「どちらかといえば住み続けたい」が30.9%となっており、「ずっと住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた“住み続けたい”は75.1%と回答者の4人に3人が住み続けたいと回答しています。



#### ③愛着心

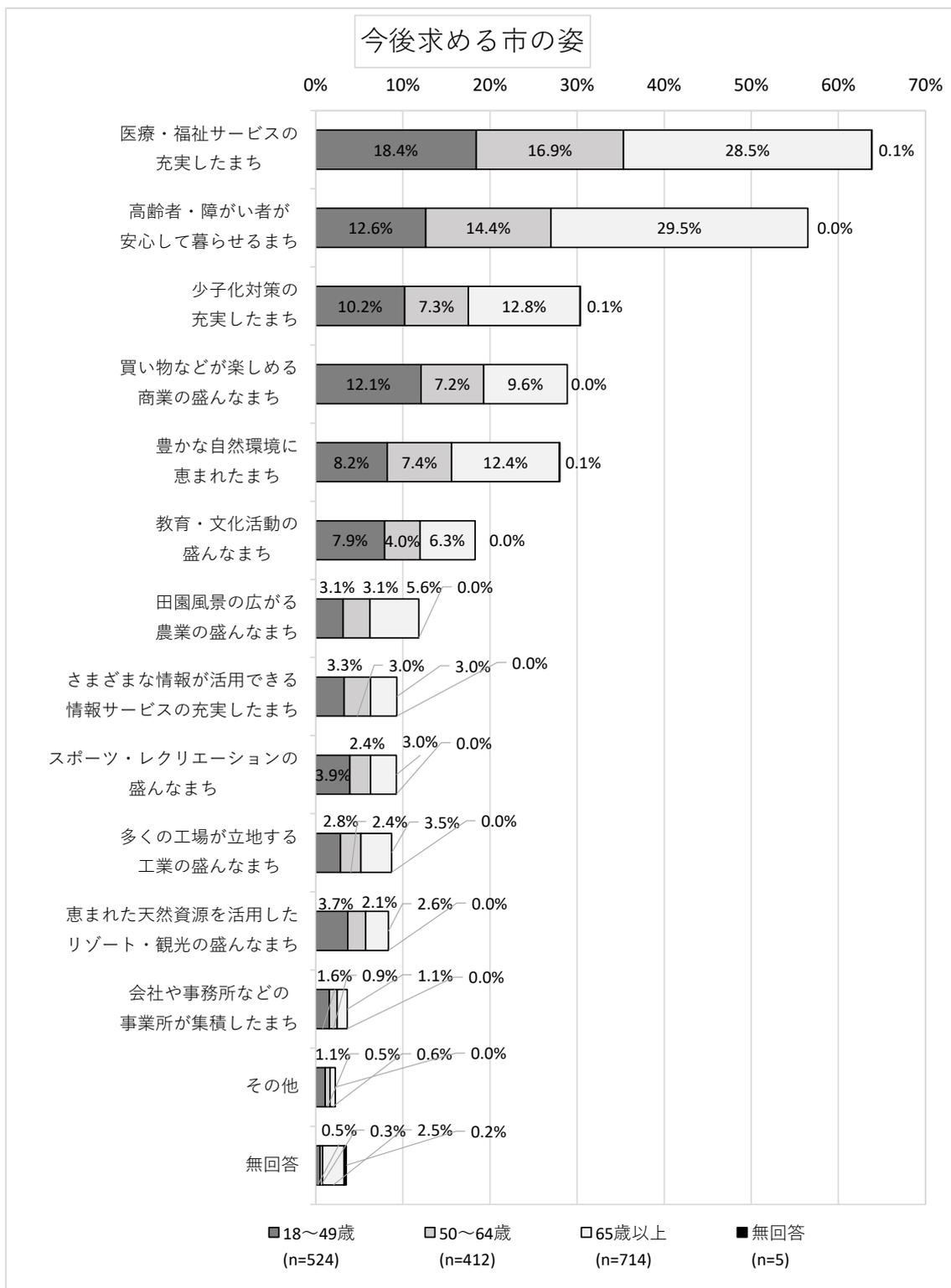
大田原市への愛着心について、「強くもっている」が13.7%、「ある程度もっている」が54.7%となっており、「強くもっている」と「ある程度もっている」を合わせた“もっている”は68.4%となっています。



(2) 今後求める市の姿について

今後求める市の姿については、「医療・福祉サービスの充実したまち」が63.9%と最も高くなっています。

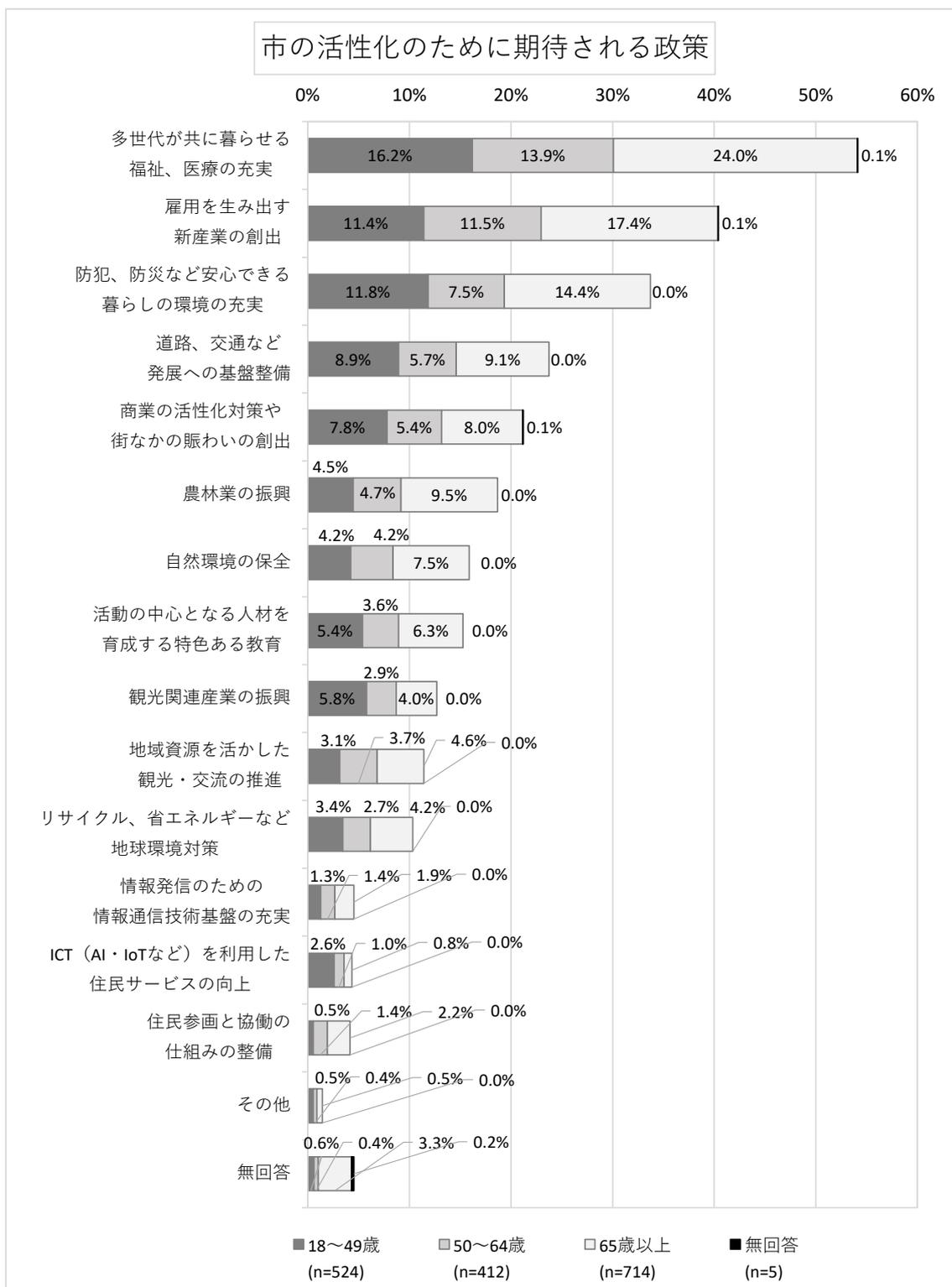
次いで、「高齢者・障がい者が安心して暮らせるまち」が56.5%、「少子化対策の充実したまち」が30.4%、「買い物などが楽しめる商業の盛んなまち」が28.9%と続いています。



### (3) 市の活性化のために期待される政策について

市の活性化のために期待される政策としては、「多世代が共に暮らせる福祉、医療の充実」が54.2%と最も高くなっています。

次いで、「雇用を生み出す新産業の創出」が40.4%、「防犯、防災など安心できる暮らしの環境の充実」が33.7%、「道路、交通など発展への基盤整備」が23.7%、「商業の活性化対策や街なかの賑わいの創出」が21.3%、「農林業の振興」が18.7%と続いています。



## 第7章 大田原市を取り巻く時代の潮流

新たなまちづくりを進めるに当たっては、本市を取り巻く社会・経済の動きなど、時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが重要となります。

これからのまちづくりにおいて、対応すべき代表的な時代の流れは次のとおりです。

### (1) 少子高齢化の進行と人口減少時代の到来

我が国では、晩婚化や未婚率の増加などを背景とした出生率の低下による少子化が進んでいる一方、世界に類を見ない高齢化が進行し、急速な高齢者人口の増加による「超高齢社会」を迎えております。これら少子高齢化の進行により、我が国の総人口は、平成 20（2008）年をピークとして人口減少局面に入っており、今後 100 年間で 100 年前（明治時代後半）の水準に戻っていくと予測されています。

本市においても、平成 27（2015）年に 75,457 人（国勢調査人口）であった人口が、現状のまま推移すると令和 42（2060）年には 48,000 人程度まで減少するとの推計（平成 25 年 3 月：国立社会保障・人口問題研究所）が示されています。また、令和 3（2021）年 4 月に、本市の一部（旧湯津上村及び旧黒羽町）が「一部過疎<sup>\*</sup>」に指定されています。

こうした人口構造の変化により、年金・医療・福祉といった社会保障に必要な経費が増加するとともに、消費の減少による経済の縮小、地域活動の担い手不足によるコミュニティの弱体化、児童・生徒の減少による小規模校の教育効果の低下、空家の増加による住環境の悪化など、市民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が想定されます。

今後、本市が人口減少等を見据えた持続可能なまちづくりを進めるためには、農林業・商工観光業等の更なる振興等により安定した雇用を創出し、「生涯活躍のまちづくり」や「圃場整備事業と合わせた居住環境の創出と産業基盤の整備」の推進など都市部からの人の流れをつくる取組を推進するとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての環境整備や教育環境の充実を図るなど、人口減少の克服に向けた施策に対し、より一層積極的に取り組むことが求められています。

### (2) 地域経済を取り巻く環境の変化（新産業の創出）

世界的な金融・経済動向や貿易環境、消費税増税、新型コロナウイルス感染症<sup>\*</sup>による世界経済への影響など、我が国や地域社会経済は大きく変化しており、新たな産業や安定した雇用の創出など、地方創生の取組を推進し、持続的な経済成長につなげていく必要があります。このため、企業の海外進出や技術革新・製品開発（イノベーション）、人材育成や外国人労働者の受入、国際交流・インバウンド<sup>\*</sup>の推進など、グローバル化に向けた取組については、新型コロナウイルス感染症との共存や終息後を見据えた対応が求められるとともに、感染拡大防止と社会活動の両立を図る必要があります。

本市においても、まちづくりを支える地域経済の活性化を図り、若い世代に安定した雇用を創出することが重要となることから、各分野における産学官金の連携<sup>\*</sup>、ロボット等の先進技術の導入、ICT<sup>\*</sup>（情報通信技術）の活用等により、新たな産業を創出する取組を進めていくことが求められています。

また、全国的に交流人口を拡大しようとする動きの中で、本市や周辺地域に数多く存在する有形・無形の優れた文化財の歴史的魅力や人文地理的特色を生かして「日本遺産」として位置づけ、それらの伝統・文化を後世に継承しながら、総合的に活用することで地域活性化に繋げるなど、地方創生に向けた新たな取組を進めていくことが求められています。

### (3) 広域連携・地域間連携の取組

人口減少や雇用減少に苦しむ地方自治体が、自立的・持続的な地域づくりにより地域の活性化を目指すためには、地方創生への取組が重要であり、地方創生の深化のためには、従来の「縦割り」の事業や取組を超えた、「官民協働・地域連携」などの新たな「枠組み」づくりや、「広域圏域・集落生活圏」などの生活経済実態に即した新たな「圏域」づくりが重要となります。中でも、「広域圏域」という観点においては、自治体単独で施策を進めるのではなく、定住自立圏等の形成・運営により、圏域内の自治体が協働して経済振興施策等に取り組むことが求められています。

本市においても、広域的な課題に対応するため、また地域住民の「いのちと暮らし」を守るため、周辺自治体が枠を越えて連携し形成した「八溝山周辺地域定住自立圏」の中心市として、圏域内の生活機能の確保に向けた取組を進める中で、圏域形成の可能性を最大限に引き出すためのインフラ整備を促進するとともに、圏域内の地域特性を生かした新産業創出に向けた取組を進めていくことが求められています。

### (4) 安全・安心への意識の高まりと国土強靱化における生活基盤の形成

平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災、平成 27（2015）年 9 月の関東・東北豪雨、令和元（2019）年 10 月の東日本台風（台風第 19 号）など、日本各地で甚大な自然災害が多発しており、防災・減災や安全・安心な地域づくりに対する意識が高まっています。また、高齢者や子どもが巻き込まれる犯罪、空家の増加、感染症の発生などへの懸念から、市民生活の安全・安心の確保が求められ、さらに厳しい地方財政の中、公共施設や道路・上下水道といったインフラの老朽化（長寿命化など）への対応が課題となっています。

このため、市民・地域・行政及び関係機関の連携・協力のもと、起きてはならない最悪の事態に対する事前防災・減災対策として国土強靱化の推進による、減災の視点に立った災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくり施策の展開とともに、地域とのつながりを大切にした防災・防犯等のコミュニティづくりを進めていく必要があります。

本市においても、これらの災害を教訓として、施設整備中心の防災対策だけでは、生命や財産、経済や社会活動を守ることが難しいことが明らかになりました。その中で、日本の社会を古くから支えてきた、困ったときに助け合う「人と人との絆」の大切さが再認識されています。大規模災害の初動においては、行政による対策及び救助体制が整わないことが実情であり、自主防災組織による初期活動が重要とされるなど、あらゆる災害リスクに対応できるような行政機能の構築とともに、地域社会の防災力の強化や被害をできるだけ小さくする減災への取組を進めていくことが求められています。

また、子どもや女性、高齢者が被害者となる犯罪や事故が後を絶たないほか、国境を越えた感染症等の発生も見られることから、様々な場面での安全・安心の確保が強く求められています。

### (5) 環境・エネルギーに対する関心の高まり

地球温暖化の進行、生物多様性の喪失、資源やエネルギーの大量消費、海洋プラスチックごみ問題\*など環境問題の多くは、国境を越えて深刻さを増しています。一方、河川や森林等の環境保全とまちの美化活動などが進み、生活に身近な環境についても大切に守り、育んでいく意識が高まっています。

東日本大震災以降、原子力発電や化石燃料に依存しない「太陽光などの再生可能エネルギー\*」や「省エネルギー」への取組に対する国民の期待が高まり、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する技術は飛躍的に発展していますが、こうした技術を導入しながら、

脱炭素社会\*の実現に向け、環境配慮型のまちづくりが求められています。

しかしながら、これらの普及拡大にはコストや系統連系などの課題が依然として解消されず、化石燃料の消費増加に伴う二酸化炭素排出量の増大は、気候変動防止に向けた取組を進めるうえでの懸念材料となっています。

## (6) ICT（情報通信技術）の急速な進歩及び Society5.0\*の実現に向けた高度情報ネットワーク社会の進展

インターネットなどICTとその利用環境は、世界中で急速に進歩しており、スマートフォンやタブレット端末\*など情報機器の発達・普及とともに、SNS\*（ソーシャルネットワークサービス）などコミュニケーション手段も多様化し、社会・経済活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。

ICTは、生活に欠かせないものとなっており、マイナンバー制度\*の運用開始など、市民生活に関わるICT環境は、今後も変化していくことが予想され、こうした社会環境の変化に迅速かつ的確に対応していくことが求められます。

一方、情報通信機器の使い方や活用において、若者と高齢者の世代間格差、プライバシーや情報セキュリティの確保などの課題が発生しています。

本市においても、都市部からの移住・定住促進に向けたプロモーションの活用による情報発信や学校教育における校務・授業での有効活用、市政や災害などに関する市民への情報提供、市民サービスの向上や自治体経営の効率化を図りつつ、一方で個人情報の保護に留意しながら、ICTを効果的に活用することが求められています。

また、国では、IoT\*、ロボット、AI\*（人工知能）、ビッグデータなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、多様なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することで、経済発展と社会的課題解決を両立する、新しい社会「Society5.0」の実現を目指しています。このため、情報セキュリティの強化と地域情報化の一層の推進によるサービスの充実を図るとともに、高度情報ネットワークを都市交通や物流、防災、エネルギー、医療・介護、産業、観光等のマネジメントに生かした「スマートシティ\*」の取組が求められています。

## (7) 地方分権と行財政運営の健全化

地方自治体は、社会の成熟化に伴う地域社会での多様化した課題への柔軟な対応が求められており、国・県からの権限移譲や規制緩和など地方分権による新たな役割を担うため、自主性・自立性を高め、自らの判断と責任において運営する行政経営の確立と行財政改革が求められています。

本市においては、普通交付税の合併団体加算措置の終了等に伴う一般財源の減少、義務的経費の高止まり等、厳しい状況が続いていますが、少子高齢化や人口減少など、社会経済情勢の変化に伴う多くの課題に対応し、質の高い住民サービスを持続的に提供するため、市民の声を的確に把握し、費用対効果を考えた上で、事業の優先順位の見直しを進め、行財政改革や財政健全化の推進、行政の透明性の向上、公共施設等の長寿命化を図るなど行政コストを平準化するマネジメント強化が求められています。また、市民や団体、企業などとの協働により、市民に身近な地域の特色や独自性を生かし、自立した活力ある地域社会づくりを進めていくことが求められています。

(8) 価値観やライフスタイルの多様化・個性の尊厳

経済の進展や雇用形態の変化など、社会システムが変容する中で、市民意識や生活様式が多様化し、これまでの「物の豊かさ」から「生活の質」や「心の豊かさ」を重視する考え方、そして社会志向よりも個人志向に変化してきています。

また、都市化の進展や核家族化、女性の社会進出や経済の成熟化などに伴って、人々のニーズ、働き方や価値観が多様化し、加えて一人ひとりの個性を尊重する傾向が拡大する一方で、性的指向<sup>※</sup>や性自認<sup>※</sup>を理由とする偏見や差別、インターネットによる新たな人権問題も顕在化しています。このため、年齢や性別など分け隔てなく、人と人とがお互いに認め合い支え合う「共生社会」の形成が求められています。

(9) 新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式<sup>※</sup>

新型コロナウイルス感染症は、企業活動の停滞など経済に大きな打撃を与えただけではなく、学校の休業、イベントの自粛など私たちの暮らし方など社会生活にも大きな影響を及ぼしています。

今後も、感染症等の発生に備え、社会経済活動を継続していくには、常識にとらわれることなく、新しい生活様式を取り入れていく必要があります。

(10) 持続可能なまちづくりに向けたSDGsの取組

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に基づき、国は、地方創生の実現に向けて地方公共団体によるSDGs達成に向けた取組を促進しています。

まちづくりや地域活性化に向けた取組をSDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化やまちづくりの課題解決の加速化という相乗効果が期待できることから、本市においても、SDGsの視点を取り込んだ計画の見直しを進め、各々の政策においても持続可能性を高めていく必要があります。

## SDGsの17のゴールの詳細



### 目標1【貧困】

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち



### 目標2【飢餓】

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



### 目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



### 目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



### 目標5【ジェンダー】

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



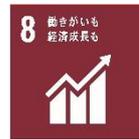
### 目標6【水・衛生】

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



### 目標7【エネルギー】

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



### 目標8【経済成長と雇用】

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



### 目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



### 目標10【不平等】

国内および国家間の格差を是正する



### 目標11【持続可能な都市】

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



### 目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



### 目標13【気候変動】

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



### 目標14【海洋資源】

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



### 目標15【陸上資源】

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



### 目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



### 目標17【実施手段】

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(注) 後期基本計画においては、すべての施策にSDGsの考え方を反映することとし、各施策とSDGsの関連性をロゴにより示しております。

## 後期基本計画の各施策とSDGsの17のゴールとの関係

| 基本政策   | 施策                      |  |  |  |  |
|--|-------------------------|---|---|---|---|
| 1. 豊かな自然と調和する、<br>安らぎある快適な環境のまちづくり                 | 1 生活環境の向上               |   |   | ○   |   |
|  | 2 自然環境の保全               |   |   | ○   | ○   |
|  | 3 廃棄物対策の推進              |   |   |   |   |
|  | 4 住宅の整備と多世代が微笑む生活の推進    | ○   |   | ○   |   |
|  | 5 土地利用対策の推進             |   |   |   |   |
|  | 6 都市基盤の整備               |   |   | ○   |   |
|  | 7 道路・河川の整備              |   |   |   |   |
|  | 8 公共交通の整備               |   |   |   |   |
|  | 9 上水道の健全な運営             |   |   | ○   |   |
|  | 10 下水道の整備               |   |   | ○   |   |
| 2. 歴史や伝統文化を継承し、<br>豊かな心を育むまちづくり                    | 11 生涯学習社会づくりの推進         |   |   | ○   | ○   |
|  | 12 生きる力を育む学校教育の推進       | ○   | ○   | ○   | ○   |
|  | 13 文化・芸術の振興             |   |   |   | ○   |
|  | 14 スポーツ・レクリエーションの振興     |   |   | ○   | ○   |
|  | 15 国際化への対応と国内交流の推進      | ○   |   | ○   | ○   |
| 3. 次代につなぐ賑わいを創生する、<br>魅力と活力あふれる産業のまちづくり            | 16 農業の振興                |   | ○   |   | ○   |
|  | 17 林業の振興                |   |   |   | ○   |
|  | 18 商業の振興                |   |   |   |   |
|  | 19 工業の振興                |   |   |   | ○   |
| 4. いたわり、支えあい、すべての市民が<br>健康で安心して暮らせる心のかよった<br>まちづくり | 21 健康づくりの推進             |   | ○   | ○   | ○   |
|  | 22 結婚支援と子育て支援の充実        | ○   | ○   | ○   | ○   |
|  | 23 高齢者福祉の充実と介護保険事業の充実   |   |   | ○   | ○   |
|  | 24 障害者にやさしいまちづくりの推進     |   |   | ○   | ○   |
|  | 25 地域福祉の充実と生活困窮者への支援の充実 | ○   | ○   | ○   | ○   |
|  | 26 社会保障の充実              | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 5. 市民にひらかれた安全で安心な<br>明るい地域をともにつくるまちづくり             | 27 防犯体制と対策の充実           |   |   |   | ○   |
|  | 28 防災体制の充実              |   |   |   |   |
|  | 29 交通安全対策の推進            |   |   | ○   | ○   |
|  | 30 消費者保護対策の充実           |   |   |   | ○   |
|  | 31 市民参加行政の推進            | ○   | ○   | ○   | ○   |
|  | 32 広報広聴活動の充実            | ○   | ○   | ○   | ○   |
|  | 33 自治会・コミュニティの活性化       | ○   | ○   | ○   | ○   |
|  | 34 人権尊重意識の普及と高揚         |   |   | ○   | ○   |
|  | 35 男女共同参画の推進            | ○   |   | ○   | ○   |
| 6. 情報化と広域連携を進め、<br>効率的・効果的な行財政運営のまちづくり             | 36 行政の効率的・効果的運営         |   |   |   |   |
|  | 37 財政の健全運営              |   |   |   |   |
|  | 38 広域連携の推進              |   |   | ○   | ○   |
|  | 39 地域情報化の推進             | ○   | ○   | ○   | ○   |

| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|
|   | ○ | ○ |   |   |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    | ○  |
|   | ○ |   |   |   |    | ○  |    | ○  | ○  | ○  |    | ○  |
|   |   |   |   |   |    | ○  | ○  |    | ○  | ○  |    | ○  |
|   | ○ |   |   |   |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |
|   | ○ |   |   | ○ |    | ○  |    | ○  |    | ○  |    | ○  |
|   | ○ |   |   | ○ |    | ○  |    | ○  | ○  |    |    | ○  |
|   |   | ○ |   | ○ |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |
|   | ○ |   |   | ○ |    | ○  |    | ○  |    |    |    | ○  |
| ○ |   |   |   |   | ○  | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |
| ○ | ○ |   |   |   | ○  | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |
|   |   |   |   |   |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |
|   |   |   |   |   | ○  | ○  |    | ○  |    |    | ○  | ○  |
|   | ○ | ○ | ○ | ○ |    | ○  | ○  |    |    | ○  |    | ○  |
|   |   | ○ | ○ | ○ |    | ○  | ○  |    |    | ○  |    | ○  |
|   |   |   | ○ | ○ |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |
|   |   |   | ○ | ○ |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |
|   |   |   | ○ | ○ |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |
|   |   |   | ○ | ○ |    | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |
|   |   |   | ○ | ○ |    | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |
|   |   |   | ○ | ○ |    | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| ○ |   |   |   |   | ○  | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |
| ○ |   |   | ○ |   | ○  | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |
|   |   |   |   |   |    | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |
|   |   |   | ○ | ○ |    | ○  | ○  | ○  |    | ○  | ○  | ○  |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |

